

第二種交付金の額及び第二種負担金の額等の認可申請の概要について

1 第二種交付金の額について

第二種適格事業者：

NTT 東日本株式会社、NTT 西日本株式会社、株式会社 ZTV

NTT 東 特別支援区域 1 4 3, 4 8 7, 1 4 2 円

NTT 西 特別支援区域 5, 0 9 4, 9 8 7 円

一般支援区域、ZTV 社は交付金は 0 円

2 算定等規則第 3 条の特別許可について

(1) 許可を受けたい事項

令和 8 年度においては第二号算定等規則によらず、

- ① 第二種負担金の徴収は 1 回限りとするとともに、
- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額は令和 8 年 3 月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することとしたい。

(2) 許可を受けたい理由

①について、

算定等規則第 24 条第 1 項のとおり毎月徴収するとすれば、1 年間で約 2,696 百万円を徴収することになり、これは令和 8 年度の交付金及び事務費の合計額（約 289 百万円）の約 9 倍である。将来の数年間にわたる受益に応じた負担がある特定の年度に受益する者からのみ徴収することは適当とはいえない。また、負担事業者のコストの観点から年 1 回とすることが望ましい。

②について、

通常、各事業者は、少なくとも事業年度末には、回線数や契約数といったそれぞれの事業の状況を取りまとめることを勘案すれば、その報告は、令和 7 年度末とすることが望ましい。

3 申請回線単価について

2 円／回線

第二種支援業務見込費用
(288,983,129 円)

合計算定対象回線数
(224,674,290 回線)

4 第二種負担金の額について

令和 7 年度の申請単価 2 円／回線 × $\left(\begin{array}{l} \text{令和 8 年 3 月末における当該高速度} \\ \text{データ伝送役務提供事業者の算定対象} \\ \text{回線数} \end{array} \right)$